

大町溝

No. 113

平成10年10月15日発行



平成十年度第一回 臨時総代会開催



議長 水田利昭 (山寺)

平成十年度第一回臨時総代会が総代四十九名中四十二名の出席の中平成十年九月一日午前九時三十分より大町溝土地改良区事務所において開催されました。議長には、水田利昭総代を選出し、承認一件、議決二十件の全二十一議案を慎重審議し満場一致で原案通り可決承認されました。



理事長

尾形 昭二

☆理事長挨拶

皆さんおはようございます。ここ数日長雨が続き気が滅入るような毎日でしたが、ようやく晴れ間が見えるようになりました。従来、この地域も様々の災害に見回れてきたわけですが、先々代の前田巖理事長等先人の人達が行ってきた河川改修等の様々な事業のおかげによりこの地域は幸いにして災害の発生もなく稲も順調な生育を見せております。本日は、平成九年度一般会計及び特別会計の決算並びに財産目録のご承認と総議第五十二号からは、平成十年度各会計の補正に伴うご審議をお願いすることとしております。順を追ってご説明いたしますので宜しくお願いたします。

☆質疑応答

○三十九番 (三浦悟総代)



一般会計の中で未収額が増えているように見られます。未納者に対する個々の対応についてどの様な考えで行っているのか聞かせていただきたいと思っています。

○理事長 (尾形昭二)

現在未納対策については、弁護士先生などの専門家と協議を行ったり、各方面に問い合わせながら鋭意行っております。土地改良法上での限界もあるようですが、法の範囲内で努力していきたいと思っています。

○三十九番 (三浦悟総代)

償還金が滞納となると各地域に負担が掛かってくるので、そのようなことの無いよう役職員一丸となって努力していただきたいと思っています。

○理事長 (尾形昭二)

了解いたしました。

○三十八番 (佐藤豊総代)



担い手育成支援事業と基盤整備関連農地集積緊急促進事業について説

明をお願いします。

○総務課長 (朝井美明)

担い手育成支援事業については、地区の担い手が三十パーセント以上の集積を行うことによって金利の二パーセントまでを補助金として地区全体に交付される事業です。

基盤整備関連農地集積緊急促進事業については、平成十年度からの県単独の新規事業でありまして、担い手育成支援事業を実施している地区を対象として地区外を含めた全経営面積が五ヘクタール以上の農家の事業実施地区内にある農地に対して担い手育成支援事業で二パーセントまで下がった金利を更に一パーセントまで地権者に対して補助する事業となっております。

○三十八番 (佐藤豊総代)

借入金の金利が六・五パーセントと高い金利の借入が見られるので低金利への借り換えをお願いしたいと思っています。

大町溝土地改良区の場合従来から全域均等負担を実施してきたわけですが、日向川土地改良区の場合全域均等負担でないため地域別の負担格差がずいぶんあると聞いております。今後合併を進めていく中で大町溝管内は従来どおりの全域均等負担で行っていくことができるのですか。

○理事長 (尾形昭二)

他の土地改良区の状態を見ますと

十分負担、八分負担、五分負担と格差を付けている土地改良区が多く見られます。

日向川土地改良区の場合も一部の地域で同様の方法を実施しております。その場合の算出根拠としましては、取水方法の違いなどによって様々な負担割合を変えて行っているようです。

現在日向川土地改良区との合併の話し合いに際し、水量等様々な問題が前回の協議会の場でも話題に上りました。両土地改良区役員の中でもまだまだ解釈に隔たりがあるように思われます。現在は、素案作りの段階であり今後素案の詰めを行うための検討作業を行う予定としております。まだ結論が出ていない状況ですので具体的な方向が出るまで発表することは差し控えたいと考えております。

○事務局長(前田雄助)

金利の問題につきましては、ご承知のとおり六・五パーセントから五・〇パーセント内外の高い金利の償還を行っている地区があります。現在負担軽減のため平準化事業の取り組みを行っております。低金利への借り換えを実施したいと考えておりますが、実施できたとしても平準化事業を取り組んでいるため年償還額を下げることはできず償還期間の短縮になることとなります。今後更

なる負担軽減のために担い手育成支援事業の取り組みを考えております。この事業を実施することによって南平田地区のようにかなりの負担軽減になりますので宜しくお願いします。



☆承認可決議案

総議第一号

平成九年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認について

総議第五十二号

平成十年度一般会計第一回補正予算

総議第五十三号

平成十年度県営土地改良事業特別会計第一回補正予算

総議第五十四号

土地改良負担金償還平準化事業長期借入金及び償還方法の一部変更について(県営土地改良事業)

総議第六十四号
平成十年度水源涵養林特別会計第一回補正予算

長期借入金及び償還方法の一部変更について(県営土地改良事業南平田地区)

総議第六十五号
平成十年度事務所等維持管理特別会計第一回補正予算

総議第五十六号

農林公庫資金長期借入金の繰上償還について(県営土地改良事業飛鳥砂越地区)

総議第六十六号
平成十年度決済金特別会計第一回補正予算

総議第五十七号

長期借入金及び償還方法について(県営土地改良事業飛鳥砂越地区)

総議第六十七号
平成十年度土地改良事業積立金特別会計第一回補正予算

総議第五十八号

平成十年度団体営土地改良事業特別会計第一回補正予算

総議第六十八号
平成十年度顕彰金特別会計第二回補正予算

土地改良負担金償還平準化事業長期借入金及び償還方法の一部変更について(団体営土地改良事業)

総議第六十九号
平成十年度自動車償却及び購入基金積立金特別会計第一回補正予算

総議第六十号

基盤整備関連農地集積緊急促進事業(南平田地区)の取り組みについて

総議第七十号
平成十年度職員退職給与金特別会計第一回補正予算

総議第六十一号

平成十年度担い手育成支援事業特別会計第一回補正予算

総議第七十一号
平成十年度大町溝土地改良区史編纂特別会計第一回補正予算

総議第六十二号

平成十年度県営砂越地区圃場整備事業特別会計第一回補正予算

総議第七十二号
平成十年度役員退任慰労金特別会計第一回補正予算

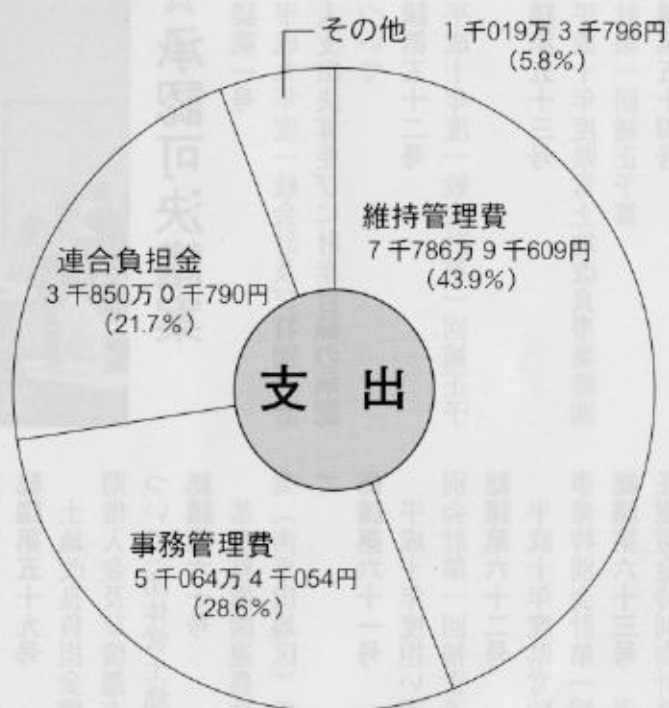
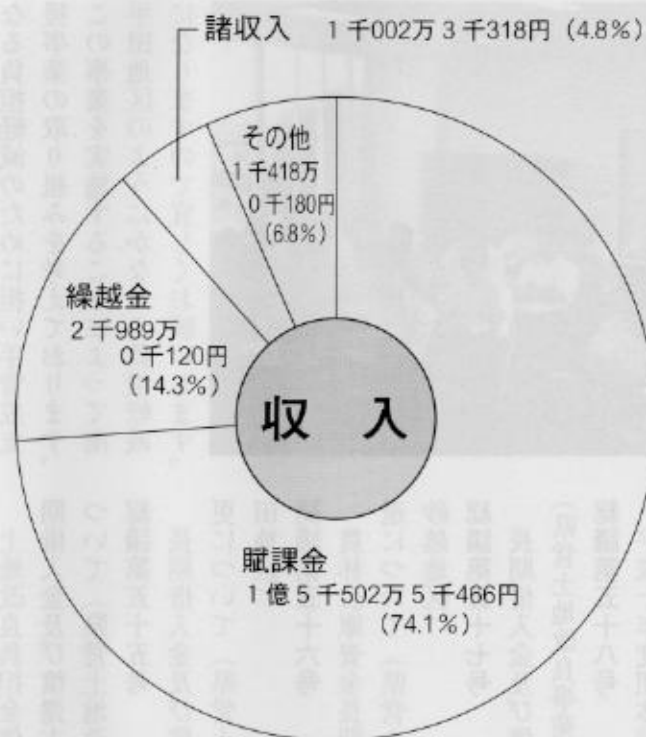


年度 改良区決算

平成9年度の決算について
平成10年9月1日開催の
第1回臨時総代会の承認を受けました。

一般会計

収入	2億0千911万9千084円
支出	1億7千720万8千249円
差引	3千191万0千835円 (平成10年度に繰越)



◎ その他の特別会計決算 (H9決算)

(単位: 円)

番号	会計区分	収入額	支出額	差引残額	番号	会計区分	収入額	支出額	差引残額
1	役員退任慰労金	4,078,499	0	4,078,499	7	自動車償却及び購入基金積立金	3,811,550	0	3,811,550
2	水源涵養林	23,299,841	112,935	23,186,906	8	職員退職給与金	39,660,824	24,631,000	15,029,824
3	事務所等維持管理	4,225,725	443,626	3,782,099	9	大町溝土地改良区史編纂	4,833,624	239,332	4,594,292
4	決済金	246,385,636	128,519,461	117,866,175	10	統合再編整備事業	343,000	343,000	0
5	土地改良事業積立金	149,373,301	76,431,500	72,941,801					
6	顕彰金	9,245,450	1,313,931	7,931,519		合計	485,257,450	232,034,785	253,222,665

特別会計

平成 9
大町溝土地

◎収入合計 35億6千447万5千622円

◎支出合計 35億3千912万0千253円

県営土地改良事業 収入決算 24億2千791万8千431円 支出決算 24億2千391万3千135円 差引残額 400万5千296円 (翌年度に繰り越し)	収入	借入金 81.4%				賦課金 12.1%	その他 6.5%		
	支出	償還金 98.2%					その他 1.9%		
団体営土地改良事業 収入決算 1億9千234万4千456円 支出決算 1億8千799万2千728円 差引残額 435万1千728円 (翌年度に繰り越し)	収入	繰入金 44.3%		賦課金 37.4%		借入金 15.5%	その他 2.8%		
	支出	償還金 90.7%					事務費 9.3%		
担い手育成支援事業 収入決算 621万4千000円 支出決算 621万4千000円 差引残額 0円	収入	助成金 100.0%							
	支出	繰出金 100.0%							
県営砂越地区 収入決算 1億3千663万6千480円 支出決算 1億2千192万8千382円 差引残額 1千470万8千098円 (翌年度に繰り越し)	収入	賦課金 35.4%		借入金 29.3%		換地費 12.0%	21世紀補助金 11.9%	その他 11.4%	
	支出	分担金 32.7%		償還金 30.0%		21世紀事業 14.2%	換地費 13.4%	その他 9.7%	
県営中平田西地区 収入決算 1億6千221万0千754円 支出決算 1億6千005万3千320円 差引残額 215万7千434円 (翌年度の県営土地改良事業特別会計に繰り入れ)	収入	換地費 49.7%			賦課金 24.7%		繰越金 15.7%	借入金 5.9%	その他 4.0%
	支出	換地費 50.4%			諸支出金 26.1%		償還金 11.5%	分担金 5.9%	その他 6.1%
県営樺橋地区 収入決算 8千242万5千753円 支出決算 8千237万3千907円 差引残額 5万1千846円 (翌年度の県営土地改良事業特別会計に繰り入れ)	収入	換地費 39.8%		諸収入 38.8%			賦課金 12.5%	その他 8.9%	
	支出	償還金 42.0%		換地費 39.9%			諸支出金 14.5%	その他 3.6%	
大正溝地区21世紀 収入決算 9千603万2千801円 支出決算 0円 差引残額 9千603万2千801円 (翌年度に繰り越し)	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対策費 100.0% (支出不用額)							
砂越地区21世紀 収入決算 2億7千632万4千386円 支出決算 0円 差引残額 2億7千632万4千386円 (翌年度に繰り越し)	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対策費 100.0% (支出不用額)							
中平田西地区21世紀 収入決算 1億4千765万0千594円 支出決算 0円 差引残額 1億4千765万0千594円 (翌年度に繰り越し)	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	対策費 100.0% (支出不用額)							
飛鳥砂越地区21世紀 収入決算 3千671万7千967円 支出決算 3千663万7千000円 差引残額 8万0千967円 (翌年度に繰り越し)	収入	21世紀積立金 100.0%							
	支出	償還金 93.0%					対策費 7.0%		

大町溝・日向川合併推進協議会 経過報告

平成九年四月に設立された連合、日向川、大町溝の各土地改良区の合併に関する協議会では、平成十年度の事業として、「統合整備計画書の策定、検討」、「統合整備計画書の作成」を目標に進められています。

統合整備計画原案では次の施設を共通管理として位置づけています。

◎共通維持管理施設一覧

最上川連合関連施設

☆草薙頭首工

☆導水幹線水路（連合管理分）

☆平沢揚水機

☆大町溝関連施設

☆溜池

☆日向川関連施設

☆日向川頭首工

☆荒瀬川頭首工

☆井皿頭首工

☆日向川水系山間部取水工

☆荒瀬川頭首工水系山間部取水工

☆日向川中央管理室

☆右岸調整水槽

☆左岸調整水槽

☆溜池

ここに記載した以外の揚水機等の施設は、原則として受益地（大町溝地域の場合は大町溝全域負担）で経費を負担し、維持していく計画となっています。

この計画原案の概要については、各総代協議会を通じ、総代の皆様にお知らせしています。また、整備計画の骨格となる原案の中で、共通維持管理施設の扱いが前述のとおりであるため、大町溝・日向川合併推進協議会でも大きく意見が分かれてしましました。

平成十年度に入りこのような状態を打開すべく、合併推進協議会の中に財務委員会と維持管理委員会の二つの部会を設け、細部に関する意見調整を行ってきましたが、未だ結論を得る状態に至らず、引き続き話し合いを続けていく予定になっています。

なお、合併推進協議会の状況は、今後も広報等でお知らせしていく予定です。

◎統合整備事業計画（予定）

H12以後	H11	H10	H9
2 第一回総代会 （定款・定章・規約・維持管理計画決定） （予算決定） （役員選出）	1 総代選挙 2 合併準備委員会の策定、検討 3 合併準備委員会の選出 4 合併準備委員会の選出 5 新設合併認可申請の作成と申請	1 統合整備計画書の策定、検討 2 統合整備計画書の作成	1 関係団体の実態調査と問題点の把握 2 統合整備計画書の策定、検討 3 組合員（総代）に対するPR

担い手育成支援事業及び 基盤整備関連農地集積緊急促進事業について

◎担い手育成支援事業

この事業は、担い手農家への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、土地改良区負担の水準が一定以上の地区に対し、年償還金額の七割を超える金額を限度とし、償還利率が二パーセントを超える利子相当額を助成するもので、現状の借入金全てを年利二パーセントに借り換えを行った状態に近づきます。大町溝管内では、大正溝、中平田西、飛鳥砂越、檜橋、砂越地区を除いた全地区が、この事業に取り組めることとなります。

採択要件

一、複数の担い手農家（二名以上）を選定し、その農家の全経営面積（地区外を含む全ての面積）の三割を事業（償還金を負担している）地区内で増加させる。

採択時から五年以内の達成要件となっており達成するまでの期間は、正規の助成額の半分が交付されます。

なお、集積率の基準となる面積は、採択時点での経営面積となっており、その時点までに委託耕作等を受けているものは、この事業実績には加算されません。

なお、増加させる経営面積は、所

有権移転はもとより経営委託、基幹三作業委託全ての耕作面積が対象となります。

この事業実施により負担金総額の約五パーセントから十パーセントが負担軽減になります。これに平準化事業を併せて取り組むことにより年当たりの賦課金が相当額低くなります。

大変有利な事業ですので各地区毎にご相談のうえ、大町溝までご連絡下さるようお願いいたします。再度詳しくご説明に上がらせていただきます。

◎基盤整備関連

農地集積緊急促進事業

この事業は、平成十年度からの県単独の新規事業でありまして、担い手育成支援事業を実施している地区を対象としております。

担い手育成支援事業を実施している地区に経営面積がありかつ地区外を含めた全経営面積が五ヘクタール以上の農家に対して、担い手育成支援事業を実施している地区の経営面積に対して担い手育成支援事業の達成により二パーセントまでになった金利が更に金利一パーセントの助成を行うものです。ただし、助成対象となる経営面積の内、受託を受けている農地については、委託者（地主）が補助金助成の対象となります。

東北農政局長表彰を受賞

去る、平成十年七月八日福島県二本松市において東北ほ場整備促進協議会第二十六回通常総会が開催され総会の席上、第十四回農業基盤整備を通じ村づくりに貢献した優良団体及び功労者の表彰が行われ、当土地改良区の尾形理事長が功労者として東北農政局長表彰を受賞いたしました。

当日は、東北農政局長表彰が優良団体の部で二団体、功労者の部において二名、東北ほ場整備促進協議会長表彰が優良団体の部四団体、功労者の部四名の表彰が行われました。

この表彰は、農業生産基盤の整備の立ち遅れた農村地域において、区画整理、農業用排水、農道等農地の整備を総合的に推進し、生産性の向上、経営規模の拡大等農業構造の改善及び農地の高度利用を図り農業の近代化と住み良い村づくりに貢献している優良な団体並びに功労者を表彰するものです。当土地改良区の尾形理事長

表彰状

尾形昭二殿

あなたは多年にわたり農業基盤整備を通じ村づくりに貢献されその功績は誠に顕著でありますよってここに表彰します

平成十年七月八日

東北農政局長 大隈 満

は、国営最上川下流右岸農業水利事業発展期から足掛け三十二年に亘り土地改良区の運営に関わり、ほ場整備や地域発展の基礎となる重要関連事業との調整に取り組み、地域の念願であった国営農業水利事業の採択と推進に中心的役割を果たし今回の受賞となりました。

財務状況のあらまし

平成10年3月31日現在

◆長期借入金の状況◆

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	14,436	H13	山元地区ほ場整備事業	360,273	25
山谷三ヶ沢第二地区かんがい排水事業	473	12	中平田東地区ほ場整備事業	463,520	18
寺田第二地区かんがい排水事業	644	19	南平田地区ほ場整備事業	355,611	25
南田沢第二地区かんがい排水事業	1,246	26	西平田地区ほ場整備事業	927,661	25
上郷溝地区ほ場整備事業	163,928	20	中平田南地区ほ場整備事業	436,911	28
石名坂地区ほ場整備事業	43,714	20	大正溝地区ほ場整備事業	359,760	33
飛鳥地区排水対策特別事業	10,674	24	砂越地区ほ場整備事業	865,390	34
飛鳥地区ほ場整備事業	81,225	25	中平田西地区ほ場整備事業	419,288	34
山寺地区ほ場整備事業	181,740	28	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	35,553	28
内郷地区ほ場整備事業	677,491	24	合 計	5,399,538	

※全域負担長期借入金の県営及び団体営事業償還金は償還が完了しました。

◆区有財産の状況◆

◎土地(敷地等)

11,263㎡



◎山林(山林等)

398,012㎡



◎建物(面積)

863㎡



◎自動車

8台



◎バイク・スクーター

3台



◎有価証券

出資金 1,484千円
計 1,484千円

※ 総 代 任 期 の お 知 ら せ ※

総代の任期が平成11年2月3日で満了します。

このため、平成11年1月に総代選挙を行うこととなりますので、あらかじめお知らせします。また、選挙告示日等、詳しい選挙日程は、平成11年元旦発行第114号の区報でお知らせする予定です。

なお、定款で定められている選挙区及び総代定数は、次のとおりとなっています。

☆選挙区と総代定数（50名）

選挙区別	投票区別	投 票 区 の 区 域	総代数
第 1 選挙区	第 1 投票区	鮑海郡平田町 大字飛鳥・砂越・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・ 山橋・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・檜橋・ 山谷新田・山谷・田沢字長根下・北俣字仁助新田	17
		東田川郡余目町 大字榎木・余目	
	第 2 投票区	酒田市 大字生石・北沢・横代	
第 2 選挙区	第 1 投票区	酒田市 大字手蔵田・熊野田・本川・茨野新田・小牧新田・ 小牧・熊手島・大野新田・勝保関・中野新田・土崎・ 大多新田・古荒新田・漆曾根	17
	第 2 投票区	酒田市 大字大町・大宮・遊摺部・丸沼・字仁助谷地・鷺谷 地・扇谷地	
第 3 選挙区	第 1 投票区	鮑海郡松山町 大字成興野・大川渡・地見興屋・白ヶ沢・大沼新田	16
	第 2 投票区	鮑海郡松山町 大字山寺・字金谷・西田・山田・片町	
		東田川郡余目町 大字古関	
	第 3 投票区	鮑海郡松山町 大字土淵・茗ヶ沢・上餅山・下餅山・上北目・中北 目・小見・竹田・引地・中牧田・相沢・石名坂	
		鮑海郡平田町 大字田沢新田字堰下・下モ山・前川原・北川原・堰 口裏	

組合員資格のお知らせ

平成十年四月十三日より臨時職員として総務課庶務係に配属となり勤務しておりますどうぞよろしくお願ひいたします。



阿部 香奈

しょうかい

- 農閑期になると農地の権利移動が多くなります。当土地改良区の賦課金面積は前年度の二月末で決定しており平成十一年度の賦課金面積の決定は来年の二月末になります。
- 次のような場合は、必ず土地改良区に変更の届け出を行って下さい。
- 一、農地を売買したとき
 - 二、農地を交換したとき
 - 三、農地を貸したり借りたとき
 - 四、農業経営を移譲したとき
 - 五、世帯主が代わったとき

お願い

◎組合員の皆さんからより一層親しまれる区報にしたいと考えておりますので、区報登載に関する御要望等がございましたら大町溝土地改良区総務課まで御一報下さるようお願いいたします。

編集担当委員（第二選挙区）

熊手島 伊藤善治
大野新田 渡部 修
亀ヶ崎 渡部正志